

○福島県消費生活協同組合法施行細則

昭和四十五年四月一日

福島県規則第三十六号

改正 平成三年三月三〇日規則第三七号

平成六年三月一五日規則第一二号

平成二〇年二月二九日規則第四号

平成二二年三月一二日規則第一〇号

福島県消費生活協同組合法施行細則をここに公布する。

福島県消費生活協同組合法施行細則

(共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準)

第一条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。）第五十条の五の規定により知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）第四条の二に規定する共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準の例による。

(平二二規則一〇・追加)

(通常総会及び通常総代会の招集遅延の届出)

第二条 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会（以下これらを「組合」という。）の理事（法第三十六条第二項の場合にあつては、監事）は、通常総会又は通常総代会を定款に定められている招集期限までに招集することができないときは、速やかに、／消費生活協同組合／消費生活協同組合連合会／通常総会・通常総代会招集遅延届（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

(平二〇規則四・一部改正、平二二規則一〇・旧第一条繰下・一部改正)

(総会及び総代会の終了の届出)

第三条 組合の理事（法第三十六条第二項の場合にあつては、監事）は、総会又は総代会が終了したときは、二週間以内に、／消費生活協同組合／消費生活協同組合連合会／総会・総代会終了届（第二号様式）及び議事録謄本を知事に提出しなければならない。この場合において、当該総会又は総代会が通常総会又は通常総代会であるときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 前年度の事業報告書及び当該年度の事業計画書
- 二 財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案

(平二〇規則四・一部改正、平二二規則一〇・旧第二条繰下)

(規約の設定、変更及び廃止の届出)

第四条 組合は、規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、／消費生活協同組合／消費生活協同組合連合会／規約設定・変更・廃止届(第三号様式)に規約(廃止の場合を除く。)及び議事録の謄本を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(平二二規則一〇・旧第三条繰下)

(役員の就任及び退任等の届出)

第五条 組合は、役員が就任し、又は退任したときは、すみやかに、／消費生活協同組合／消費生活協同組合連合会／役員就任・退任届(第四号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出が役員の就任に係るものであるときは、役員選挙録の謄本を添えなければならない。

2 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、すみやかに、／消費生活協同組合／消費生活協同組合連合会／役員氏名・住所変更届(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二二規則一〇・旧第四条繰下)

(事務所の設置及び移転の届出)

第六条 組合は、事務所を設置し、又は移転したときは、すみやかに、／消費生活協同組合／消費生活協同組合連合会／事務所設置・移転届(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二二規則一〇・旧第五条繰下)

(事業の休止及び再開の届出)

第七条 組合は、事業の全部若しくは一部を休止したとき、又は休止した事業を再開したときは、すみやかに、／消費生活協同組合／消費生活協同組合連合会／事業休止・再開届(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

(平二二規則一〇・旧第六条繰下)

(設立及び合併の登記の届出)

第八条 組合は、設立の登記又は合併による変更の登記若しくは解散の登記をしたときは、すみやかに、文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

(平二二規則一〇・旧第七条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年福島県規則第五十三号）は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
消費生活協同組合(連合会)の名称  
代表者・監事氏名



消費生活協同組合  
消費生活協同組合連合会  
通常総会  
通常総代会  
招集遅延届

下記のとおり、通常総会・通常総代会を定款に定められた招集期限までに招集することができないので、届け出ます。

記

- 1 招集遅延の理由
- 2 定款に定められた招集期限
- 3 招集予定年月日

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
消費生活協同組合(連合会)の名称  
代表者・監事氏名



消費生活協同組合  
消費生活協同組合連合会 総会・総代会終了届

下記のとおり、総会・総代会を終了したので、届け出ます。

記

- 1 総会・総代会の種別
- 2 日 時 年 月 日 時から 時まで
- 3 場 所
- 4 出席者の種別 総組合員数・総会員数 人のうち出席 人
- 5 議決事項

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
消費生活協同組合(連合会)の名称  
代表者氏名



消費生活協同組合  
消費生活協同組合連合会 規約設定変更・廃止届

下記のとおり、規約を設定・変更・廃止したので、届け出ます。

記

- 1 規約の名称
- 2 設定・変更・廃止の理由
- 3 設定・変更・廃止の年月日

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
消費生活協同組合(連合会)の名称  
代表者氏名



消費生活協同組合  
消費生活協同組合連合会 役員就任退任届

下記のとおり、役員が就任・退任したので、届け出ます。

記

- 1 就任・退任した役員の職、氏名、住所及び年齢
- 2 就任・退任の理由
- 3 就任・退任の年月日

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
消費生活協同組合(連合会)の名称  
代表者氏名



消費生活協同組合  
消費生活協同組合連合会 役員氏名住所変更届

下記のとおり、役員の氏名・住所に変更があつたので、届け出ます。

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 変更の理由

3 変更の年月日

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
消費生活協同組合(連合会)の名称  
代表者氏名



消費生活協同組合  
消費生活協同組合連合会

事務所設置・移転届

下記のとおり、事務所を設置・移転したので、届け出ます。

記

1 事務所の種別

主たる事務所・従たる事務所

2 設置・移転の年月日

3 事務所の所在地(移転の場合は、移転前及び移転後の事務所の所在地)

4 移転の理由

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
消費生活協同組合(連合会)の名称  
代表者氏名



消費生活協同組合  
消費生活協同組合連合会 事業休止・再開届

下記のとおり、事業を休止・再開したので、届け出ます。

記

- 1 休止・再開した事業の名称
- 2 休止・再開の理由
- 3 休止の期間 年 月 日から 年 月 日まで  
(再開した年月日 年 月 日)

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成六年規則第一二号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（平3規則37・平6規則12・平22規則10・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平3規則37・平6規則12・平22規則10・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（平3規則37・平6規則12・平22規則10・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平3規則37・平6規則12・平22規則10・一部改正）

第5号様式（第5条関係）

（平3規則37・平6規則12・平22規則10・一部改正）

第6号様式（第6条関係）

（平3規則37・平6規則12・平22規則10・一部改正）

第7号様式（第7条関係）

（平3規則37・平6規則12・平22規則10・一部改正）